

Ⅱ えべつまちづくり未来構想

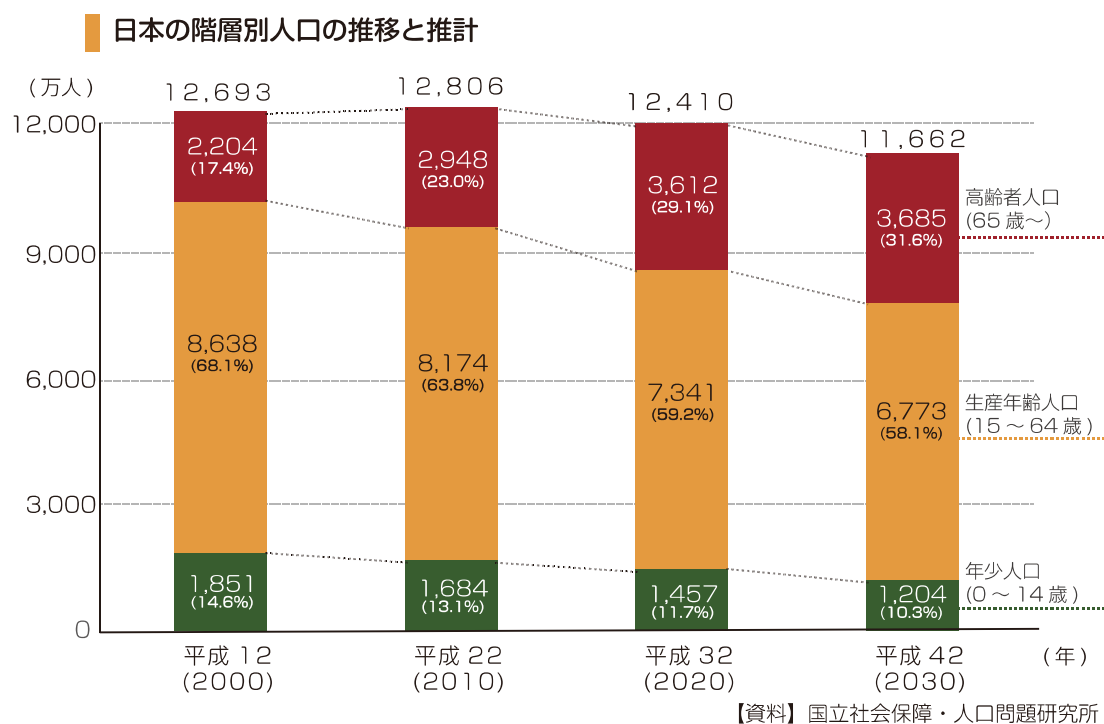
1 江別市を取り巻く社会動向

(1) 人口 ―人口減少社会へ―

日本の総人口は、平成 22（2010）年国勢調査によると、平成 17（2005）年からほぼ横ばいとなっていますが、北海道を含む 38 道府県で減少しており、東京都などへの集中が進んだ結果、北海道などの多くの地方では、人口減少が加速しています。

平均寿命が高く推移している一方で、出生数（合計特殊出生率^{※1}）が低い水準で数年続いてきたことから、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、長期的に人口の減少が進むとされています。

また、平成 22（2010）年の人口のうち 65 歳以上の人口が 23.0%とほぼ 4 人に 1 人が高齢者となっており、今後、一層の少子・高齢化、そして 15 歳から 64 歳までの生産年齢人口の減少がさらに進むことが見込まれます。



【用語解説】

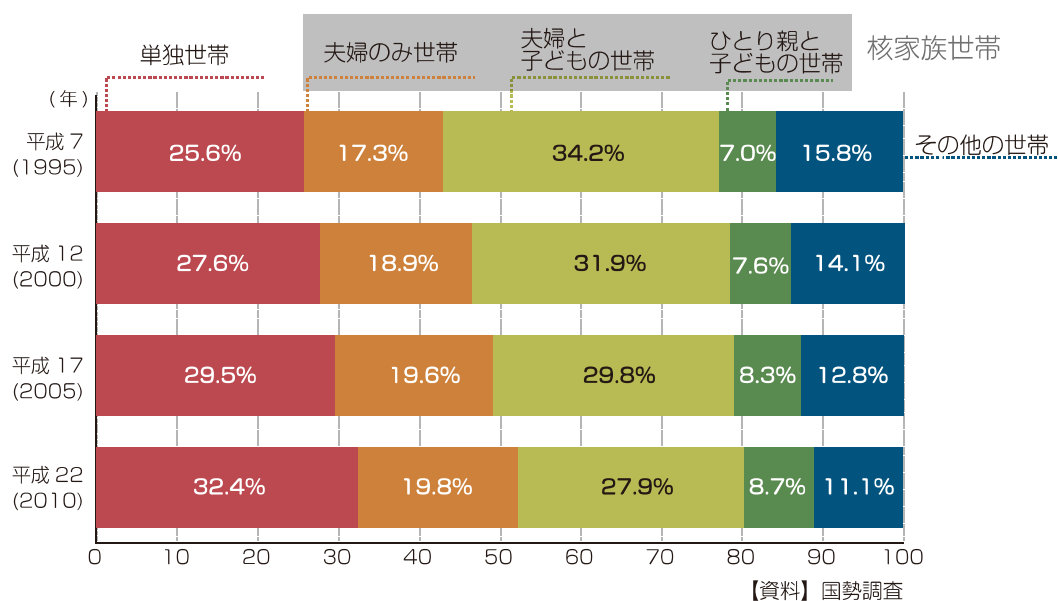
※ 1 合計特殊出生率：15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当します。

(2) 世帯 ―世帯人数の減少―

平成 22 (2010) 年の日本全体の一般世帯構成では、単独世帯が 32.4% で最も多く、3 世帯に 1 世帯が、ひとり住まいとなっています。

高齢化が進む中で、高齢者の単独世帯や夫婦のみの世帯の増加が見込まれます。

■ 全国の一般世帯の家族類型の割合の推移



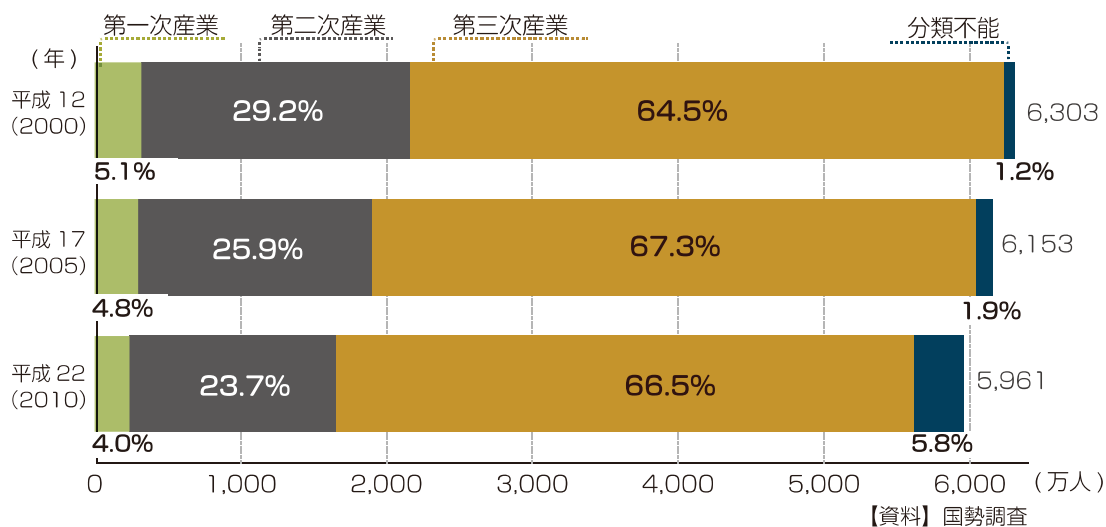
(3) 経済 ―景気の低迷―

日本の経済は、バブル経済^{※1} 崩壊後、平成 14 (2002) 年から平成 21 (2009) 年までの「いざなぎ景気」といわれる戦後最長とされる緩やかな景気拡大が続いてきました。しかし、平成 20 (2008) 年秋以降、米国に端を発したリーマン・ショック^{※2} と呼ばれる金融不安の拡大が引き金となり、これまで経験したことのない世界同時不況に直面しました。また、平成 23 (2011) 年には、東日本大震災やタイの洪水等により、世界各国で経済活動が停滞する事態に陥りました。

長期にわたって経済が低迷したため、雇用情勢や所得水準の状況は厳しく、中国などアジアを中心とした新興国の目覚ましい経済発展もあることから、景気回復へ向かうことが期待される一方で、日本経済は依然として先行きが不透明な状況にあります。

また、日本の全就業者数は、平成 22 (2010) 年には 5,961 万人で、平成 17 (2005) 年と比較すると、5年間で 192 万人の減少となっています。さらに、単に就業者数だけでなく、雇用形態としての派遣社員等の非正規雇用の比率の増大も近年の特徴となっています。

産業別就業者数の割合の推移



【用語解説】

※ 1 バブル経済：株や土地をはじめとした資産の価格が、経済の基礎的条件からみて適正な水準を大幅に上回って上昇した経済の状況のこと。

※ 2 リーマン・ショック：平成 19 (2007) 年の夏以降に起こった米国の住宅金融市場の混乱が、金融市場全体へ広がり、平成 20 (2008) 年 9 月のリーマン・ブラザーズの破産申請により、国際金融資本市場の緊張が一気に高まったこと。

(4) 地方分権 ―自主・自立の自治体経営―

平成 12（2000）年の地方分権改革^{※ 1}以来、中央から地方へという地方分権の流れが本格化し、税源移譲や交付税・補助金の見直しなどが進んできました。

また、平成 23（2011）年の第 1 次・第 2 次一括法の施行により、国からの義務付け・枠付けの見直しや条例制定権の拡大、自治体等への権限移譲が進むことになりました。

今後は、国の指導による画一的な行政運営ではなく、各自治体が地域の特性を活かしたまちづくりを進めていくとともに、自主的・自立的な自治体経営を行うことが求められています。

そのため、各自治体では、限られた財源の中で地域自らの主体性と責任において行政課題に取り組む重要性がより高まってきています。

(5) 環境 ―自然・環境との共生―

経済の発展と生活水準の向上は、膨大なエネルギーと資源の消費によって支えられてきました。その結果、地球の温暖化やオゾン層の破壊、酸性雨など人類の生存基盤に深刻な影響を与える地球規模での環境問題が顕在化し、今や環境問題は世界的に取り組まなければならない大きな課題となっています。

環境問題に対する意識の高まりの中、市民一人ひとりが、自然環境と共生する視点に立って生活様式などについて工夫を重ね、再生可能エネルギー^{※ 2}の推進など自然への負荷の少ないまちづくりをめざすことが求められています。

【用語解説】

※ 1 地方分権改革：「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」が、地方分権改革の柱として、平成 12（2000）年 4 月に施行されました。住民にとって身近な行政は、できる限り地方が行うことを主な目的とし、地方公共団体の自主性と自立性を十分に確保するために機関委任事務を廃止し、自治体の処理に関する事務は、自治事務と法定受託事務の二つに整理されました。

※ 2 再生可能エネルギー：太陽光や風力、水力、地熱、バイオマスなど、一度利用しても再生可能なエネルギー資源のこと。

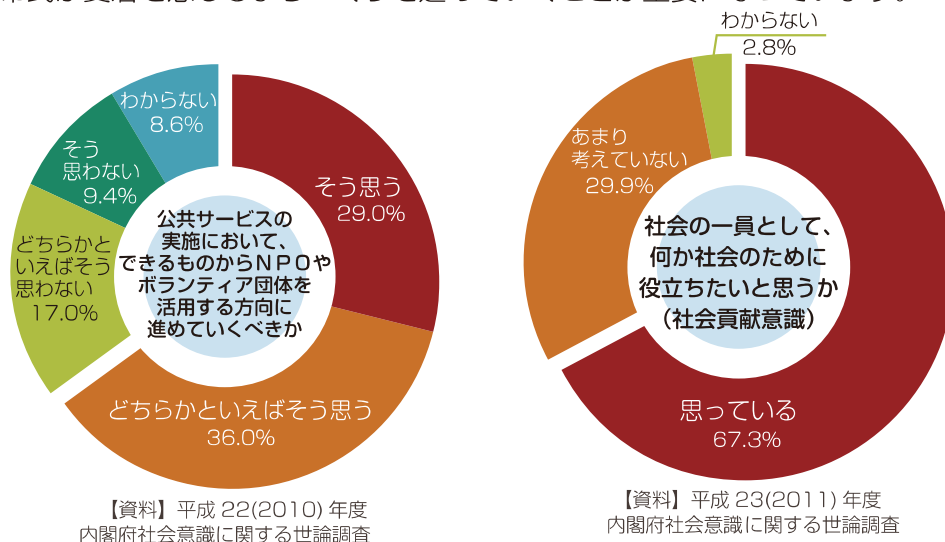
(6) 市民協働 ―市民主体のまちづくり―

日本では、行政に対する市民ニーズの多様化が進み、よりきめ細かな質の高い公共サービスが求められています。行政が中心となって担ってきた公共サービスを、まちづくりの主役であるすべての市民が互いに手を取り合って、それぞれの得意分野を活かして担っていくことが、まちを発展させるための大きな活力となります。

このため、公共サービスを行政だけでなく、自治会やNPO^{※1}、ボランティア等の市民活動団体に加え、民間企業等の多様な主体が担うといった「新しい公共^{※2}」の考え方が浸透してきています。平成22(2010)年には、内閣府の「新しい公共」円卓会議で、「新しい公共」宣言が決定され、「支え合いと活気のある社会」をつくるために、市民活動団体や企業、政府（行政）が一定のルールに基づき、それぞれの役割を持って参加し、協働するという考え方が示されました。

内閣府の社会意識調査によると、市民協働を活用した公共サービスの展開については、65.0%の方が活用していくべきと考えており、社会活動等への市民の参画意識については、67.3%の方が社会の一員として何か社会のために役立ちたいと思っています。

今後は、市民、自治会、市民活動団体、企業、大学、行政などが、それぞれの役割と責務を理解し、互いに尊重しながら協力して取り組む「協働」をキーワードに、多様な主体や様々な世代が連携する仕組みづくりや活動支援などの取組を強化し、市民が愛着を感じるまちづくりを進めていくことが重要になっています。



【用語解説】

※1 NPO：【nonprofit organization】様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。収益を目的とする事業を行うこと自体は認められますが、事業で得た収益は、様々な社会貢献活動に充てることになります。

※2 新しい公共：行政だけではなく、市民、NPO、企業等が積極的に公共的な財やサービスの提案や提供主体となり、まちづくりの身近な分野において協働して関わっていくという考え方。

「新しい公共」がめざす社会は、市民の多様なニーズにきめ細かく応えるサービスが、市民、NPO、企業等によりムダのない形で提供され、また、一人ひとりの居場所と出番があり、人に役立つ幸せを大切にする社会です。

(7) 安全・安心 ―様々な災害への備え―

平成 23 (2011) 年 3 月 11 日の東日本大震災は、東北地方を中心に、死者、行方不明者が 18,500 人を超える未曾有の大災害となりました。その犠牲者の多くが津波によるもので、避難が行われていれば、助かった可能性もあり^注、防災訓練や市民意識等のソフト面で大きな教訓を残しました。

また、避難生活では、民間企業やボランティア団体などの活躍もあり、平成 7 (1995) 年の阪神・淡路大震災と比較して迅速な支援が行われた部分もありますが、被災者の生活再建の支援方法や、避難所への情報の伝達方法等の新たな課題も見つかりました。

東日本大震災以降、防災に関するハード、ソフトの両面について、市民の安全・安心への意識は高まっており、防災への備えや発生時の対応のあり方について見直しが必要となっています。

注：平成 24 年版『防災白書』（内閣府）によると、「津波警報等に従って高台等へ避難して多くの者が助かった一方、地震後すぐに避難しなかったり、避難後に再度戻ったこと等により犠牲になった者も多かった。津波避難ビルの一部においては、3～4階の高さまで津波が押し寄せ、避難場所として機能しなかった」、「石碑の教訓を守り高台に住んでいた住民は助かった事例や、日頃からの防災教育に基づき中学生が小学生の避難を助け、また、中学生等の避難行動がきっかけとなって周囲の住民も避難し、被害を最小限に抑えた事例があった」とあります。

また、「地震動や津波による被害に関する教訓」として、「住民の生命を守ることを最優先として、迅速な避難を確実に行うためにも、防災教育・避難訓練等を組み合わせた対策を講じていくことが必要である。」と、日頃からの災害に対する取組の重要性が記述されています。